

第 1 0 3 回 定 時 株 主 総 会 招 集 ご 通 知

交 付 書 面 へ の 記 載 を 省 略 し た 事 項

会社の新株予約権等に関する事項
会 計 監 査 人 の 状 況
業務の適正を確保するための体制
業務の適正を確保するための
体 制 の 運 用 状 況 の 概 要
会社の支配に関する基本方針
連結株主資本等変動計算書
連 結 注 記 表
貸 借 対 照 表
損 益 計 算 書
株 主 資 本 等 変 動 計 算 書
個 別 注 記 表
計算書類に係る会計監査報告

(2024年4月1日から2025年3月31日まで)

東洋建設株式会社

上記の事項につきましては、法令及び当社定款第15条の規定に基づき、
書面交付請求をいただいた株主様に対して交付する書面（電子提供措置
事項記載書面）への記載を省略しております。

1 会社の新株予約権等に関する事項

該当事項はありません。

2 会計監査人の状況

(1) 会計監査人の名称 E Y 新日本有限責任監査法人

(2) 報酬等の額

①当事業年度に係る会計監査人の報酬等の額 58百万円

②当社及び当社の子会社が支払うべき金銭その他の財産上の利益の合計額 59百万円

(注) 1. 監査役会は、会計監査人の監査計画の内容、会計監査の職務遂行状況及び報酬見積りの算出根拠等が適切であるかどうかについて必要な検証を行ったうえで、会計監査人の報酬等の額について同意の判断をいたしました。

2. 当社と会計監査人との監査契約において、会社法に基づく監査と金融商品取引法に基づく監査の監査報酬等の額を明確に区分しておらず、実質的にも区分できませんので、報酬等の額にはこれらの総額を記載しております。

3. 当社の重要な子会社のうち在外子会社については、当社の会計監査人以外の公認会計士または監査法人（外国におけるこの資格に相当する資格を有する者を含む）の監査を受けております。

(3) 非監査業務の内容

当社は会計監査人に対し、海外における税務申告のための証明書発行業務等を委託しております。

(4) 会計監査人の解任または不再任の決定の方針

監査役会は、会計監査人の職務の執行に支障がある場合等は、解任または不再任の検討を行い、その必要があると判断した場合は、会計監査人の解任または不再任に関する議案を決定いたします。

また、監査役会は、会計監査人が会社法または公認会計士法等の法令に違反・抵触したと認められる場合、その事実に基づき当該会計監査人の解任の検討を行い、解任が妥当であると判断した場合は、会計監査人を解任いたします。

3 業務の適正を確保するための体制

当社が業務の適正を確保するための体制として取締役会において決議した事項は次のとおりであります。

内部統制システムについて

(1) 取締役・使用人の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制

- ①取締役、執行役員及び使用人は、「経営理念」、「行動規範」、「行動指針」を最優先すべき基本的判断基準として職務の執行にあたる。
- ②リスクマネジメント委員会は、「コンプライアンス方針の策定」、「リスクマネジメントの普及方針の決定」、「グループ全体の重要リスクの選定」等を行い、関係部門へ指示を行うとともに、経営方針会議及び取締役会へその活動を報告する。
- ③法務部は、各部門のコンプライアンスに関する必要な教育、指導等を行う。
- ④法務部長は、法令遵守上疑義のある行為等を把握した場合は、調査の上適時適切にリスクマネジメント委員会へ報告を行い、必要な指導を行う。
- ⑤総合監査部は、各部門の職務執行状況や内部統制の有効性と妥当性の確認を行うことにより、職務の執行の適正性を確保する。
- ⑥社内通報体制として社内・社外の双方に通報窓口を持つ内部通報制度を構築している。

(2) 取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制

- ①経営基本規程、組織関係規程等に基づき、取締役の職務の執行が適正に行える体制を整備する。
- ②執行役員制度を採用することにより取締役の員数を少なくし、経営の意思決定の迅速化を図る。

(3) 損失の危険の管理に関する規程その他の体制

- ①リスク管理規程及び防災規程に基づき、各担当部門は定められた日常リスクの管理を行う。
- ②大規模災害等の非常時対応を要する事態の発生時においては、被害・損失を最小限とするため、社長を本部長とする非常時対策本部を設置する。
- ③首都圏直下型地震の発生を想定したBCP(事業継続計画)を策定している。

(4) 取締役の職務の執行に係る情報の保存及び管理に関する体制

- ①重要な会議の議事録、重要な事項に関する稟議書、契約書及びそれらの関連資料を法令、文書管理及び情報セキュリティに関する諸規程に基づき、適切に保管する。
- ②文書規程に基づく文書管理責任者は、文書の管理を適切に行う。

(5) 当社及び子会社から成る企業集団における業務の適正を確保するための体制

- ① 関連事業戦略部、土木企画部及び建築企画部は、関係会社管理規程に基づき、当社及び子会社から成る企業集団の経営計画の策定や、重要な意思決定に際し事前協議や指導を行うとともに、定期的に子会社社長を招集し、当社が関与して策定した経営計画の進捗等、経営状況のヒアリングを行う。
- ② 総合監査部は、当社及び子会社から成る企業集団における業務執行状況や内部統制の有効性と妥当性の確認を行い、業務執行の適正性及び経営の効率性・健全性を確保する。
- ③ 法務部は、当社及び子会社から成る企業集団のコンプライアンスに関する必要な教育、指導、支援等を行う。
- ④ 内部通報制度の通報窓口を当社及び子会社から成る企業集団にも構築し、企業集団におけるコンプライアンスの実効性を高めている。

(6) 当社及び子会社の取締役及び使用人が監査役に報告をするための体制その他の監査役への報告に関する体制

- ① 監査役は、当社取締役会他の重要な会議に出席することのほか、必要に応じて業務執行に関する関係資料の閲覧、提出を当社及び子会社の取締役、使用人にいつでも求めることができる。
- ② 当社及び子会社の取締役及び使用人は、法令・定款に違反するおそれがあるとき及び会社に著しい信用失墜や損害を及ぼすおそれがあるときは、監査役に遅滞なく報告する。
- ③ 当社及び子会社の取締役及び使用人は、監査役が事業及び業務の報告を求めた場合、迅速かつ適切に対応する。

(7) 上記(6)の報告をした者が報告をしたことを理由として不利な取扱いを受けないことを確保するための体制

監査役への情報提供を理由とした当該報告者に対する不利益な処遇は一切行わない。

(8) その他監査役の監査が実効的に行われることを確保するための体制

- ① 取締役、執行役員及び使用人は、監査役会規程及び監査役会規程細則に基づく監査役の監査が、実効的に行われるよう協力する。
- ② 監査役は、会計監査人、総合監査部及び子会社の監査役との連携を保ち、監査の有効性を高める。
- ③ 監査役がその職務の執行について当社に対し費用の前払等を請求した場合は、速やかに当該費用または債務を精算する。

(9) 監査役の職務を補助すべき使用人に関する事項、当該使用人の取締役からの独立性に関する事項、当該使用人に対する指示の実効性の確保に関する事項

監査役または監査役会より職務補助者設置の要望があった場合は、職務補助者の選任を行う。また当該補助者は、監査役の指揮命令下に従うものとし、取締役からの指揮は受けないものとする。

(10) 財務報告の信頼性を確保するための体制

- ①財務報告に係る内部統制として、関連する規程類の整備及び適正な運用を徹底し、信頼性のある財務報告を作成する。
- ②総合監査部は、財務報告に係る内部統制監査を実施し、内部統制の不備等の検出と各部門の是正を通じ、財務報告の信頼性を高める。

反社会的勢力排除について

(1) 基本的な考え方

市民社会の秩序や安全に脅威を与える反社会的勢力に対し、毅然とした態度で臨み、一切の関係を遮断することに全社を挙げて取り組む。

(2) 反社会的勢力排除に向けた整備状況

- ①総括部署をコーポレート部門管理グループ総務部とする。
- ②本社では全国暴力追放運動推進センター、公益社団法人警視庁管内特殊暴力防止対策連合会や神田地区特殊暴力防止対策協議会、各支店においても地区の協議会などの外部団体と連携し、相談や情報収集を行い、反社会的勢力排除に取り組む。
- ③コンプライアンスマニュアルに反社会的勢力に対する具体的な行動指針を定めており、定期的に研修を実施することにより周知徹底を図る。
- ④反社会的勢力との取引を根絶するため、当社が取引業者との契約に使用する契約約款に、暴力団排除条項を明記する。

4 業務の適正を確保するための体制の運用状況の概要

- (1) 取締役会で決議された「内部統制システム構築の基本方針」を継続的に取り組むべき基本方針と捉え、適宜内容の見直しを図るとともに当社及び子会社へ周知徹底しています。
- (2) 「リスクマネジメント委員会」を年2回開催し、コンプライアンス及びリスクに関する課題の検討、実施を行い、その内容は取締役会へ定期的な報告を行っています。
- (3) 総合監査部は、取締役会で承認された監査計画に基づき、当社の各部門及び子会社への業務監査を行い、監査結果は代表取締役、取締役会及び監査役へ定期的に報告を行っています。

5 会社の支配に関する基本方針

(1) 会社の支配に関する基本方針

当社は、上場会社として、特定の者による当社の経営の基本方針に重大な影響を与える買付提案があった場合、それを受け入れるか否かは、最終的には株主の皆様のご判断に委ねられるべきものと認識しております。

しかしながら、大規模な買付行為が行われる場合、当該買付行為を行う者からの必要かつ十分な情報の提供なくしては、当該買付行為が当社の企業価値ないし株主の皆様共同の利益に及ぼす影響を、株主の皆様に適切にご判断いただくことは困難です。また、大規模な買付行為の中には、経営を一時的に支配して当社の有形・無形の重要な経営資産を買付者又はそのグループ会社等に移譲させることを目的としたもの、当社の資産を買付者の債務の弁済等にあてることを目的としたもの、真に経営に参加する意思がないにも拘らず、ただ高値で当社株式を当社やその関係者に引き取らせることを目的としたもの（いわゆるグリーンメイラー）、当社の所有する高額資産等を売却処分させる等して、一時的な高配当を実現することを目的としたもの、当社のステークホルダーとの良好な関係を毀損し、当社の中長期的な企業価値を損なう可能性があるもの、当社の株主の皆様や取締役会が買付けや買収提案の内容等について検討し、当社の取締役会が代替案を提示するために合理的に必要な期間・情報を与えないものや、当社の企業価値を十分に反映しているとはいえないもの等、当社がこれまで維持・向上させて参りました当社の中長期的な企業価値ないし株主の皆様共同の利益を毀損するものがあることは否定できません。

このような認識の下、当社は、①大規模な買付行為を行う者を含む特定の株主グループに、株主の皆様のご判断に必要なかつ十分な情報を提供させること、②大規模な買付行為を行う者を含む特定の株主グループの提案が当社の中長期的な企業価値ないし株主の皆様共同の利益に及ぼす影響について当社取締役会が評価・検討した結果を、株主の皆様にご判断いただく際の参考として提供すること、場合によっては③当社取締役会が、大規模な買付行為又は当社の経営方針等に関して、大規模な買付行為を行う者を含む特定の株主グループと交渉又は協議を行うこと、あるいは当社取締役会としての経営方針等の代替案を株主の皆様にご提示することが、当社取締役会の責務であると考えております。

当社取締役会は、このような基本的な考え方に立ち、大規模な買付行為を行う者を含む特定の株主グループに対しては、当社の中長期的な企業価値ないし株主の皆様共同の利益が最大化されることを確保するため、大規模な買付行為の是非を株主の皆様が適切に判断するために必要かつ十分な情報を提供するように要求する他、当社において当該提供された情報につき適時適切な情報開示を行う等、金融商品取引法、会社法その他の法令及び定款の許容する範囲内において、適切と判断される措置を講じてまいります。

(2) 基本方針の実現に資する特別な取組みの概要

①当社の企業価値及び株主の皆様共同の利益向上に向けた取組み

a) 経営方針

当社は「創意革新」「人間尊重」「責任自覚」の下、「夢と若さをもって全員一致協力し、新しい豊かな技術で顧客と社会公共に奉仕することに努め、会社の安定成長と従業員の福祉向上を期する」ことを経営理念とし、これを実践することにより、建設を営む企業として社会的要請に適った建設技術の研鑽に努め、より良質で価値ある社会基盤の構築に貢献することを目指しております。

b) 経営方針を具現化するための中期経営計画

当社は、2023年3月23日に公表した中期経営計画において、①“守りから攻め”への転換、②“高収益モデル”への転換、③“資本効率経営”への転換を基本戦略として定めております。この大きな経営の転換を着実に実行することで、環境変化にフレキシブルに対応し、「守りから攻めへ挑戦する企業」へと進化し、当社の経営理念を希求してまいります。

②コーポレート・ガバナンスの強化

当社は、コーポレート・ガバナンスを一層強化すべく、以下のような具体的取組みを実施しております。

(企業統治の体制)

当社は、上記① a)「経営方針」に記載の経営理念の実現に向け、最適なコーポレート・ガバナンス体制の実現を最重要課題のひとつと位置付け、経営環境の変化に迅速に対応する最適な経営体制の構築に取り組んでおります。経営の監督と執行の分離をより進める方針のもと、コーポレート・ガバナンスの進化・高度化に取り組み、中長期的な企業価値の向上を実現していくことにより、株主の皆様をはじめとするステークホルダーや社会全般から信頼される企業であり続けられると考えております。

当社は企業統治の体制として、監査役会制度を採用しており、取締役会と監査役会による業務執行監督及び監視を行っております。当社は、経営の監督と執行の分離を進めるべく、取締役会の議長は独立社外取締役とし、業務執行機関の意思決定者と分離する体制としております。当社取締役会は、取締役11名で構成されており、うち6名は独立社外取締役です。そして、社外監査役3名を含む監査役4名も取締役会に出席し、取締役の業務執行を監査する体制となっており、社外監査役はいずれも独立社外監査役です。さらに、取締役及び執行役員の指名・報酬等に係る取締役会の機能の独立性・客観性を強化するため、取締役会の下に役員指名・報酬委員会を設置し、指名・報酬に係る協議を行っております。委員会は代表取締役及び独立社外取締役により構成し、その過半数は独立社外取締役とするほか、委員長を独立社外取締役としており、独立社外取締役の適切な関与・助言を得る体制としております。

(監査役監査及び内部監査)

各監査役は、株主の皆様に対する受託責任を踏まえ、当社や当社の株主の皆様共同の利益のために独立客観的な立場において、監査役会規程及び監査役会規程細則に基づいて、取締役の職務の執行状況の監査を行っております。また、監査の有効性を高めるため、各監査役は、会計監査人、総合監査部及び子会社の監査役との連携を保っております。各監査役は、取締役会その他の重要な会議に出席し、業務執行に関する関係資料の閲覧及び提出を当社及び子会社の取締役及び使用人に対して必要に応じていつでも求めることができることとなっております。

また、当社においては、総合監査部を設置し、各部門の職務執行状況や内部統制の有効性と妥当性の確認を行うことにより、業務執行の適正性及び経営の効率性・健全性を確保しております。総合監査部は取締役会で承認された監査計画に基づき、当社の各部門及び子会社への業務監査を行い、当社及び子会社から成る企業集団における業務執行状況や内部統制の有効性と妥当性の確認を行っております。加えて、総合監査部は、財務報告に係る内部統制監査を実施し、内部統制の不備等の検出と各部門の是正を通じ、財務報告の信頼性を高めております。また、総合監査部は、監査結果を代表取締役、取締役会及び監査役へ定期的に報告しております。

(その他)

上記の他、当社は、最新のコーポレートガバナンス・コードを踏まえながら、コーポレート・ガバナンスの強化に取り組んでおります。

(3) 基本方針に照らして不適切な者によって当社の財務及び事業の方針の決定が支配されることを防止するための取組みの概要

当社は、上記（１）のとおり、基本方針に基づき、金融商品取引法、会社法その他の法令及び定款の許容する範囲内において、適切と判断される措置を講じて参ります。

(4) 具体的取組みに対する当社取締役会の判断及びその理由

上記（２）及び（３）の各取組みは、当社の中長期的な企業価値ないし株主の皆様共同の利益を確保・向上させることを目的とするものです。

したがって、上記（２）及び（３）の各取組みは、上記（１）の基本方針に沿うものであり、また、当社は、特定の者による当社の経営の基本方針に重大な影響を与える買付提案があった場合、それを受け入れるか否かは、最終的には株主の皆様のご判断に委ねられるべきことを基本方針としておりますので、当社の中長期的な企業価値ないし株主の皆様共同の利益を損なうものではなく、また、当社の役員の地位の維持を目的とするものではないと考えております。

連結株主資本等変動計算書 (2024年4月1日から2025年3月31日まで)

(単位：百万円)

	株 主 資 本				
	資 本 金	資 本 剰 余 金	利 益 剰 余 金	自 己 株 式	株 主 資 本 合 計
当 期 首 残 高	14,049	6,074	53,367	△488	73,002
連結会計年度中の変動額					
剰 余 金 の 配 当			△9,809		△9,809
親会社株主に帰属する 当 期 純 利 益			8,311		8,311
自 己 株 式 の 取 得				△0	△0
自 己 株 式 の 処 分				6	6
土地再評価差額金の取崩額			△96		△96
株主資本以外の項目の 連結会計年度中の変動額(純額)					
連結会計年度中の変動額合計	－	－	△1,594	6	△1,588
当 期 末 残 高	14,049	6,074	51,772	△482	71,413

	そ の 他 の 包 括 利 益 累 計 額						非 支 配 株 主 持 分	純 資 産 合 計
	その他有価証券 評価差額金	繰延ヘッジ 損 益	土地再評価 差 額 金	為 替 換 算 調 整 勘 定	退職給付に係る 調整累計額	そ の 他 の 包 括 利 益 累 計 額 合 計		
当 期 首 残 高	1,019	1,087	3,066	99	△134	5,139	2,658	80,800
連結会計年度中の変動額								
剰 余 金 の 配 当								△9,809
親会社株主に帰属する 当 期 純 利 益								8,311
自 己 株 式 の 取 得								△0
自 己 株 式 の 処 分								6
土地再評価差額金の取崩額								△96
株主資本以外の項目の 連結会計年度中の変動額(純額)	△395	△242	32	78	1,038	511	351	863
連結会計年度中の変動額合計	△395	△242	32	78	1,038	511	351	△725
当 期 末 残 高	624	844	3,099	178	904	5,651	3,010	80,075

連結注記表

(継続企業の前提に関する注記)

該当事項はありません。

(連結計算書類の作成のための基本となる重要な事項に関する注記)

1. 連結の範囲に関する事項

①連結子会社の数

6社

主要な連結子会社の名称

(株)トマック、タチバナ工業(株)、日下部建設(株)、テクオス(株)、
CCT CONSTRUCTORS CORPORATION、東建商事(株)

②主要な非連結子会社の名称等

主要な非連結子会社の名称

(株)水の郷さわら

(連結の範囲から除いた理由)

非連結子会社は、いずれも小規模であり、合計の総資産、売上高、当期純損益（持分に見合う額）及び利益剰余金（持分に見合う額）等は、いずれも連結計算書類に重要な影響を及ぼしていないため、連結の範囲から除外しております。

2. 持分法の適用に関する事項

①持分法適用の非連結子会社及び関連会社の数

0社

②持分法を適用していない主要な非連結子会社及び関連会社の名称等

主要な非連結子会社及び関連会社の名称

(株)水の郷さわら

(持分法を適用していない理由)

持分法を適用していない非連結子会社及び関連会社は、当期純損益（持分に見合う額）及び利益剰余金（持分に見合う額）等からみて、持分法の対象から除いても連結計算書類に及ぼす影響が軽微であり、かつ、全体としても重要性がないため、持分法の適用範囲から除外しております。

3. 連結子会社の事業年度等に関する事項

連結子会社の決算日が連結決算日と異なる会社は、次のとおりです。

会社名	決算日
CCT CONSTRUCTORS CORPORATION	12月31日

連結子会社の決算日現在の計算書類を使用しております。ただし、連結決算日との間に生じた重要な取引については、連結上必要な調整を行っております。

4. 会計方針に関する事項

(1). 重要な資産の評価基準及び評価方法

イ. 有価証券

①満期保有目的の債券

償却原価法（定額法）を採用しております。

②その他有価証券

市場価格のない株式等以外のもの

期末日の市場価格等に基づく時価法（評価差額は全部純資産直入法により処理し、売却原価は移動平均法により算定）を採用しております。

市場価格のない株式等

移動平均法による原価法を採用しております。

ロ. デリバティブ

時価法を採用しております。

ハ. 棚卸資産

未成工事支出金

個別法による原価法を採用しております。

(2). 重要な減価償却資産の減価償却の方法

イ. 有形固定資産（リース資産を除く）

定額法を採用しております。なお、主な耐用年数は、建物・構築物が15～50年、機械、運搬具及び工具器具備品が6～20年です。

ロ. 無形固定資産（リース資産を除く）

定額法を採用しております。なお、自社利用のソフトウェアについては、社内における利用可能期間（5年）に基づいております。

ハ. リース資産

所有権移転ファイナンス・リース取引に係るリース資産

自己所有の固定資産に適用する減価償却方法と同一の方法を採用しております。

所有権移転外ファイナンス・リース取引に係るリース資産

リース期間を耐用年数とし、残存価額を零とする定額法を採用しております。

(3). 重要な引当金の計上基準

イ. 貸倒引当金

売上債権、貸付金等の貸倒による損失に備えるため、一般債権については貸倒実績率により、貸倒懸念債権等特定の債権については個別に回収可能性を検討し、回収不能見込額を計上しております。

ロ. 完成工事補償引当金

完成工事に係る契約不適合の費用に備えるため、当連結会計年度の完成工事高に対する将来の見積補償額及び特定工事における将来の補償費用を計上しております。

ハ. 工事損失引当金

当連結会計年度末における手持工事のうち、損失の発生が見込まれ、かつ、その金額を合理的に見積ることができる工事について、将来の損失に備えるため、その損失見込額を計上しております。

二. 賞与引当金

当社及び国内連結子会社は従業員に対して支給する賞与の支出に充てるため、支給見込額の当連結会計年度負担額を計上しております。

5. その他連結計算書類の作成のための重要な事項

(1). 退職給付に係る会計処理の方法

①退職給付見込額の期間帰属方法

退職給付債務の算定にあたり、退職給付見込額を当連結会計年度末までの期間に帰属させる方法については、給付算定式基準によっております。

②数理計算上の差異及び過去勤務費用の費用処理方法

過去勤務費用については、その発生時における従業員の平均残存勤務期間以内の一定の年数（主として10年）による定額法により費用処理しております。

数理計算上の差異については、各連結会計年度の発生時における従業員の平均残存勤務期間以内の一定の年数（主として10年）による定額法により按分した額をそれぞれ発生の翌連結会計年度から費用処理しております。

③未認識数理計算上の差異及び未認識過去勤務費用の会計処理方法

未認識数理計算上の差異及び未認識過去勤務費用については、税効果を調整の上、純資産の部におけるその他の包括利益累計額の退職給付に係る調整累計額に計上しております。

(2). 重要な収益及び費用の計上基準

当社グループの顧客との契約から生じる収益に関する主要な事業における主な履行義務の内容及び当該履行義務を充足する通常の時点（収益を認識する通常の時点）は以下のとおりです。

①工事契約（国内土木事業、国内建築事業、海外建設事業）

工事契約については、一定の期間にわたり履行義務が充足されると判断し、履行義務の充足に係る進捗度に基づき収益を認識しております。工事契約の履行義務の内容及性質を考慮した結果、原価の発生状況が工事の進捗度を適切に表すと判断できるため、進捗度の測定は、見積工事原価総額に占める発生原価の割合に基づいて行っております。進捗度を合理的に見積ることができない契約については、発生した原価のうち回収することが見込まれる部分と同額を収益として認識しております。ただし、工期のごく短い工事契約等については、完全に履行義務を充足した時点で収益を認識する代替的な取扱いを適用しております。

②工事契約以外の契約（不動産事業）

不動産販売契約等、工事契約以外の契約については、当該販売物等が引渡された時点で収益を認識しております。ただし、不動産賃貸借契約については、リース取引に関する会計基準の範囲に含まれるリース取引として収益を認識しております。

(3). 重要な外貨建の資産または負債の本邦通貨への換算の基準

外貨建金銭債権債務は、連結決算日の直物為替相場により円貨に換算し、換算差額は損益として処理しております。なお、在外子会社等の資産及び負債は、決算日の直物為替相場により円貨に換算し、収益及び費用は期中平均相場により円貨に換算し、換算差額は純資産の部における為替換算調整勘定及び非支配株主持分に含めて計上しております。

(4). 重要なヘッジ会計の方法

①ヘッジ会計の方法

繰延ヘッジ処理を採用しております。また、金利スワップについて特例処理の条件を充たしている場合には特例処理を採用しております。

②ヘッジ手段とヘッジ対象

ヘッジ手段

金利スワップ取引及び為替予約取引

ヘッジ対象

借入金、外貨建予定取引及び工事未払金

③ヘッジ方針

社内管理規程に基づき、金利変動リスク、為替変動リスクをヘッジしております。

④ヘッジ有効性評価の方法

ヘッジ対象の相場変動またはキャッシュ・フロー変動の累計とヘッジ手段の相場変動またはキャッシュ・フロー変動の累計を比較し、その変動額の比率によって有効性を評価しております。

ただし、特例処理によっている金利スワップについては、有効性の評価を省略しております。

(5). 関連する会計基準等の定めが明らかでない場合に採用した会計処理の原則及び手続

建設工事のジョイントベンチャー（共同企業体）に係る会計処理の方法

主として構成員の出資の割合に応じて資産、負債、収益及び費用を認識する会計処理としております。

(会計方針の変更に関する注記)

「法人税、住民税及び事業税等に関する会計基準」等の適用

「法人税、住民税及び事業税等に関する会計基準」(企業会計基準第27号 2022年10月28日。以下「2022年改正会計基準」という。)等を当連結会計年度の期首から適用しております。

法人税等の計上区分(その他の包括利益に対する課税)に関する改正については、2022年改正会計基準第20-3項ただし書きに定める経過的な取扱い及び「税効果会計に係る会計基準の適用指針」(企業会計基準適用指針第28号 2022年10月28日。以下「2022年改正適用指針」という。)第65-2項(2)ただし書きに定める経過的な取扱いに従っております。なお、当該会計方針の変更による連結計算書類への影響はありません。

また、連結会社間における子会社株式等の売却に伴い生じた売却損益を税務上繰り延べる場合の連結計算書類における取扱いの見直しに関連する改正については、2022年改正適用指針を当連結会計年度の期首から適用しております。なお、当該会計方針の変更による連結計算書類への影響はありません。

(表示方法の変更に関する注記)

連結損益計算書

外国付加価値税等

前連結会計年度において、営業外費用の「その他」に含めていた「外国付加価値税等」は、金額的重要性が増したため、当連結会計年度より区分掲記しております。

なお、前連結会計年度の「外国付加価値税等」は99百万円です。

(会計上の見積りに関する注記)

一定の期間にわたり履行義務を充足し収益を認識する方法による完成工事高

①当連結会計年度の連結計算書類に計上した金額 164,682百万円

②識別した項目に係る重要な会計上の見積りの内容に関する情報

完成工事高の計上にあたっては、期間のごく短い工事を除き、工事収益総額、工事原価総額及び連結会計年度末における工事進捗度を合理的に見積り、これに応じて一定の期間にわたり収益を認識しております。

一定の期間にわたり収益を認識する完成工事高は、工事収益総額に工事進捗度を乗じて算定しております。工事収益総額は、顧客と締結済の契約金額と、顧客との間で実質的に合意した金額として見積った未締結の契約金額の合計により算定しております。工事進捗度は、各期末時点の発生原価が、工事着工時に編成した実行予算を工事の現況に応じて毎月末に見直している工事原価総額に占める割合に基づき算定しております。

工事はその仕様や作業内容等による個別性が強く、さらに工事進行途上における設計変更、予定外の費用の発生、工期の変更等の不確実性があることから、当該見積りを継続的に見直しております。

よって、当該見積りに変更が発生した場合には、翌連結会計年度の完成工事高及び完成工事原価の金額に重要な影響を与える可能性があります。

(連結貸借対照表に関する注記)

1. 担保資産及び担保付債務

担保に供している資産は、次のとおりです。

建物・構築物	1,119百万円
土地	16,570百万円
投資有価証券	48百万円
合計	17,739百万円

担保付債務は、次のとおりです。

短期借入金（長期借入金の振替分を含む）	770百万円
長期借入金	740百万円
合計	1,510百万円

また、次の資産は、営業保証金の代用等として担保に供しております。

投資有価証券	18百万円
--------	-------

2. 非連結子会社及び関連会社に対するものは、次のとおりです。

投資有価証券（株式）	51百万円
------------	-------

3. 工事損失引当金に対応する未成工事支出金

—

4. 土地の再評価に関する法律（平成10年3月31日公布法律第34号）に基づき、事業用の土地の再評価を行い、評価差額については、当該評価差額に係る税金相当額を「再評価に係る繰延税金負債」として負債の部に計上し、これを控除した金額を「土地再評価差額金」として純資産の部に計上しております。

- ・再評価の方法…土地の再評価に関する法律施行令（平成10年3月31日公布政令第119号）第2条第1号に定める地価公示法の規定により公示された価格（一部は同条第2号に定める国土利用計画法施行令に規定する基準地について判定された標準価格、同条第4号に定める地価税法に規定する地価税の課税価格の計算の基礎となる土地の価額を算定するために国税庁長官が定めて公表した方法により算定した価額、同条第5号に定める不動産鑑定士による鑑定評価）に合理的な調整を行って算出しております。

・再評価を行った年月日…2000年3月31日

再評価を行った土地の期末における時価と再評価後の帳簿価額との差額	△4,684百万円
----------------------------------	-----------

上記のうち賃貸等不動産の期末における時価と再評価後の帳簿価額との差額	△969百万円
------------------------------------	---------

5. 当社においては、運転資金の効率的な調達を行うため、金融機関7行と総額100億円（50億円の増額オプション付き）、金融機関1行と総額50億円のコミットメントライン設定契約を締結しております。これらの契約に基づく借入未実行残高等は、次のとおりです。

コミットメントライン契約の総額	15,000百万円
借入実行残高	10,000百万円
差引額	5,000百万円

(連結損益計算書に関する注記)

1. 完成工事原価に含まれている工事損失引当金繰入額 △21百万円
2. 一般管理費及び完成工事原価に含まれる研究開発費の総額 1,268百万円

3. 受取保険金及び災害による損失
2024年7月下旬にフィリピン共和国内で発生した台風3号などの影響により、当社グループ施工中の工事等に被害が発生しました。当被害による復旧費用を災害による損失として計上しております。また、これに伴い受領した損害保険金を受取保険金として計上しております。

4. 減損損失
当連結会計年度において、当社グループは以下の資産グループについて減損損失を計上しております。

(単位：百万円)

用途	種類	場所	減損損失
賃貸用資産	土地、建物	東京都他	49
処分予定資産	土地	三重県他	67

当社グループは、継続的に収支の把握を行っている管理会計上の区分（会社、支店及び事業本部）を単位として、賃貸用資産、遊休資産及び処分予定資産は個別の物件ごとに、共用資産は、会社または支店及び事業本部ごとにグルーピングしております。

賃貸用資産は営業損益のマイナスが見込まれ、将来キャッシュ・フローが帳簿価額を下回るため、また有効活用されていない処分予定資産は、今後売却に向けた取り組みを行うため、それぞれ減損会計を適用し、減損損失を特別損失に計上しております。

(連結株主資本等変動計算書に関する注記)

1. 発行済株式の種類及び総数並びに自己株式の種類及び株式数に関する事項 (単位：千株)

	当連結会計年度 期首株式数	当連結会計年度 増加株式数	当連結会計年度 減少株式数	当連結会計年度 期末株式数
発行済株式				
普通株式	94,371	－	－	94,371
合計	94,371	－	－	94,371
自己株式				
普通株式	448	0	5	443
合計	448	0	5	443

(注) 1. 自己株式の株式数には、役員報酬 B I P 信託が所有する当社株式（当連結会計年度期首 404 千株、当連結会計年度末 398 千株）を含めて表示しております。

2. 自己株式の普通株式 0 千株の増加は、単元未満株式の買取によるものです。

3. 自己株式の普通株式 5 千株の減少は、役員報酬 B I P 信託の制度における株式の交付によるものです。

2. 配当に関する事項

①配当金支払額

決 議	株式の 種 類	配 当 金 の 総額(百万円)	1 株 当 た り 配 当 額 (円)	基準日	効 発 生 日
2024年6月26日 定時株主総会	普通株式	6,980	74.0	2024年 3月31日	2024年 6月27日
2024年11月11日 取締役会	普通株式	2,829	30.0	2024年 9月30日	2024年 12月3日

(注) 1. 2024年6月26日開催の定時株主総会決議による配当金の総額には、役員報酬 B I P 信託が所有する当社株式に対する配当金 29 百万円が含まれております。

2. 2024年11月11日開催の取締役会決議による配当金の総額には、役員報酬 B I P 信託が所有する当社株式に対する配当金 11 百万円が含まれております。

②基準日が当連結会計年度に属する配当のうち、配当の効力発生日が翌連結会計年度となるもの

2025年6月25日開催の定時株主総会の議案として、普通株式の配当に関する事項を次のとおり提案しております。

決 議	株式の 種 類	配 当 金 の 総額(百万円)	配当の原資	1 株 当 た り 配 当 額 (円)	基準日	効 発 生 日
2025年6月25日 定時株主総会	普通 株式	5,470	利益剰余金	58.0	2025年 3月31日	2025年 6月26日

(注) 2025年6月25日開催の定時株主総会決議による配当金の総額には、役員報酬 B I P 信託が所有する当社株式に対する配当金 23 百万円が含まれております。

(金融商品に関する注記)

1. 金融商品の状況に関する事項

当社グループは、資金運用については短期的な預金等に限定し、銀行等金融機関からの借入により資金を調達しております。借入金の使途は運転資金（主として短期）及び設備投資資金（長期）です。

受取手形・完成工事未収入金等に係る顧客の信用リスクは、顧客について厳格な審査の実施や情報の収集等の与信管理を行いリスク低減を図っております。また、投資有価証券は主として株式であり、上場株式については四半期ごとに時価の把握を行っております。

デリバティブ取引は、将来の為替変動によるリスク回避及び金利変動リスク回避を目的とし、執行・管理については社内管理規程に従って行っており、投機目的のデリバティブ取引は行わない方針です。

2. 金融商品の時価等に関する事項

連結貸借対照表計上額、時価及びこれらの差額については、次のとおりです。 (単位：百万円)

	連結貸借対照表計上額	時価	差額
①投資有価証券(*2)	1,279	1,279	－
資産合計	1,279	1,279	－
②長期借入金	11,650	11,648	△1
負債合計	11,650	11,648	△1
デリバティブ取引(*3)	1,225	1,225	－

(*1). 「現金預金」、「受取手形・完成工事未収入金等」、「ＪＶ工事未収入金」、「支払手形・工事未払金等」及び「短期借入金」については、短期間で決済されることなど、時価が帳簿価額に近似するものであることから、記載を省略しております。

(*2). 以下の金融商品は、市場価格のない株式等に該当することから、「①投資有価証券」には含まれておりません。当該金融商品の連結貸借対照表計上額は以下のとおりです。

(単位：百万円)

非上場株式等	流動資産・その他（有価証券）	197
	投資有価証券	1,135

(*3). デリバティブ取引によって生じた正味の債権・債務は純額で表示しております。

(注) 1. 金銭債権及び満期のある有価証券の連結決算日後の償還予定額 (単位：百万円)

	1年以内	1年超 5年以内	5年超 10年以内	10年超
現金預金	21,254	—	—	—
受取手形・完成工事未収入金等	76,950	—	—	—
J V工事未収入金	13,946	—	—	—
有価証券及び投資有価証券				
その他有価証券のうち満期があるもの				
その他	197	—	—	—
合計	112,348	—	—	—

2. 長期借入金及びその他の有利子負債の連結決算日後の返済予定額 (単位：百万円)

	1年以内	1年超 2年以内	2年超 3年以内	3年超 4年以内	4年超 5年以内	5年超
短期借入金	11,400	—	—	—	—	—
長期借入金	955	690	1,400	1,360	1,200	7,000

3. 金融商品の時価のレベルごとの内訳等に関する事項

金融商品の時価を、時価の算定に係るインプットの観察可能性及び重要性に応じて、以下の3つのレベルに分類しております。

レベル1の時価：観察可能な時価の算定に係るインプットのうち、活発な市場において形成される当該時価の算定の対象となる資産または負債に関する相場価格により算定した時価

レベル2の時価：観察可能な時価の算定に係るインプットのうち、レベル1のインプット以外の時価の算定に係るインプットを用いて算定した時価

レベル3の時価：観察できない時価の算定に係るインプットを使用して算定した時価

時価の算定に重要な影響を与えるインプットを複数使用している場合には、それらのインプットがそれぞれ属するレベルのうち、時価の算定における優先順位が最も低いレベルに時価を分類しております。

①時価で連結貸借対照表に計上している金融商品

(単位：百万円)

区分	時価			
	レベル1	レベル2	レベル3	合計
投資有価証券				
その他有価証券				
株式	1,279	－	－	1,279
デリバティブ取引				
通貨関連	－	1,225	－	1,225
資産合計	1,279	1,225	－	2,504

②時価で連結貸借対照表に計上している金融商品以外の金融商品

(単位：百万円)

区分	時価			
	レベル1	レベル2	レベル3	合計
長期借入金	－	11,648	－	11,648
負債合計	－	11,648	－	11,648

(注) 時価の算定に用いた評価技法及び時価の算定に係るインプットの説明

投資有価証券

上場株式は相場価格を用いて評価しております。上場株式は活発な市場で取引されているため、その時価をレベル1の時価に分類しております。

デリバティブ取引

金利スワップ及び為替予約の時価は、金利や為替レート等の観察可能なインプットを用いて割引現在価値法により算定しており、レベル2の時価に分類しております。

長期借入金

これらの時価は、元利金の合計額と、当該債務の残存期間及び信用リスクを加味した利率を基に、割引現在価値法により算定しており、レベル2の時価に分類しております。

(賃貸等不動産に関する注記)

当社及び一部の連結子会社では、兵庫県その他の地域において、賃貸用の土地、建物を有しております。当連結会計年度における当該賃貸等不動産に関する賃貸利益は205百万円（賃貸収益は兼業事業売上高に、賃貸費用は兼業事業売上原価に計上）、売却利益は342百万円（特別利益に計上）、減損損失は55百万円（特別損失に計上）です。

また、当該賃貸等不動産の連結貸借対照表計上額、期中増減額及び時価は、次のとおりです。

連結貸借対照表計上額

期首残高	10,151百万円
------	-----------

期中増減額	<u>△218百万円</u>
-------	----------------

期末残高	<u>9,932百万円</u>
------	-----------------

期末時価	10,126百万円
------	-----------

(注) 1. 連結貸借対照表計上額は、取得原価から減価償却累計額及び減損損失累計額を控除した金額です。

2. 期中増減額のうち、主な減少額は売却（151百万円）です。

3. 期末の時価は、主として社外の不動産鑑定士による不動産鑑定評価書に基づく金額（指標等を用いて調整を行ったものを含む）です。

(1株当たり情報に関する注記)

1株当たり純資産額	820円47銭
-----------	---------

1株当たり当期純利益	88円49銭
------------	--------

(重要な後発事象に関する注記)

該当事項はありません。

(収益認識に関する注記)

1. 顧客との契約から生じる収益を分解した情報

(単位：百万円)

		国内土木	国内建築	海外建設	不動産	その他	計
顧客との契約から生じる収益	一時点で移転される財又はサービス	5,643	1,473	54	0	279	7,451
	一定期間にわたり移転される財又はサービス	86,796	59,832	18,054	－	－	164,682
	計	92,439	61,306	18,108	0	279	172,134
その他の収益		－	－	－	399	70	470
	合計	92,439	61,306	18,108	400	350	172,605

2. 顧客との契約から生じる収益を理解するための基礎となる情報

①顧客との契約及び履行義務に関する情報

「連結計算書類の作成のための基本となる重要な事項に関する注記 5. その他連結計算書類の作成のための重要な事項 (2). 重要な収益及び費用の計上基準」に記載のとおりです。

また、工事契約において、引渡し後、契約不適合責任期間内に生じた工事等の欠陥に対して無償で修理等を行う義務を有しております。当該義務は、工事が顧客との契約に定められた仕様に従って意図したとおりに機能するという保証を顧客に提供するものであるため、完成工事補償引当金として認識しております。

なお、工事契約はそれぞれ個別性が強いいため、通常と考えられる支払期限はありません。

②取引価格の算定に関する情報

顧客との契約に基づき受け取る対価の額としております。ただし、工事契約内容の追加や設計変更等による対価の金額が未確定の場合には、当該対価を合理的に見積もった上で工事収益総額に含めております。

また、重要な金融要素を含むと判断した工事契約については、契約日において顧客との間で独立した金融取引を行う場合に適用されると見積られる割引率を用いて、当該工事の販売価格より金利相当額の影響を排除する方法により、重要な金融要素を調整し取引価格を算定しております。

なお、通常、当社グループは、顧客との契約における最終的な目的物に統合する重要なサービスを提供しており、約束したサービス等の全てを単一の履行義務として認識することから、取引価格の配分は生じません。

③履行義務の充足時点に関する情報

「連結計算書類の作成のための基本となる重要な事項に関する注記 5. その他連結計算書類の作成のための重要な事項 (2). 重要な収益及び費用の計上基準」に記載のとおりです。

3. 顧客との契約に基づく履行義務の充足と当該契約から生じるキャッシュ・フローとの関係並びに当連結会計年度末において存在する顧客との契約から翌連結会計年度以降に認識すると見込まれる収益の金額及び時期に関する事項

①契約資産及び契約負債の残高等

顧客との契約から生じた債権（期首残高）	27,761百万円
顧客との契約から生じた債権（期末残高）	33,996百万円
契約資産（期首残高）	43,612百万円
契約資産（期末残高）	42,951百万円
契約負債（期首残高）	15,353百万円
契約負債（期末残高）	17,120百万円

契約資産は、主に、顧客との工事契約について期末日時点で履行義務は充足しているものの、顧客に未請求の工事出来高に係る対価に対する当社グループの権利に関するものです。契約資産は、対価に対する当社グループの権利が無条件になった時点で顧客との契約から生じた債権に振り替えられます。当該工事出来高に関する対価は、工事契約における支払条件に従って請求、受領しております。

契約負債は、主に、履行義務を充足するにつれて、または充足した時点で収益を認識する顧客との工事契約について、工事契約における支払条件に基づき顧客から受け取った未充足（または部分的に未充足）の履行義務分の前受金に関するものです。契約負債は、収益の認識に伴い取り崩されます。

当連結会計年度に認識された収益の額のうち期首現在の契約負債残高に含まれていた額は14,984百万円です。

過去の期間に充足（または部分的に充足）した履行義務から、当連結会計年度に認識した収益の額は1,439百万円です。

②残存履行義務に配分した取引価格

未充足（または部分的に未充足）の履行義務は、2025年3月31日時点で229,094百万円です。当該履行義務は、国内土木事業、国内建築事業及び海外建設事業における未施工部分に関するものであり、期末日後1年以内に約6割、残りは概ね4年以内に収益として認識されると見込んでおります。

貸借対照表 (2025年3月31日現在)

科目	金額
(資産の部)	
流動資産	110,745
現金預金	14,540
受取手形	1
電子記録債権	1,488
完成工事未収入金	71,431
有価証券	197
未成工事支出金	2,590
JV工事未収入金	14,140
立替金	3,735
その他	2,631
貸倒引当金	△10
固定資産	52,594
有形固定資産	44,323
建物・構築物	12,119
減価償却累計額	△8,852
機械・運搬具	14,260
減価償却累計額	△12,019
工具器具・備品	2,379
減価償却累計額	△1,878
土地	19,853
リース資産	578
減価償却累計額	△272
建設仮勘定	18,156
無形固定資産	789
ソフトウェア	697
その他	91
投資その他の資産	7,481
投資有価証券	1,861
関係会社株式	1,636
長期貸付金	3
破産更生債権等	42
長期前払費用	4
繰延税金資産	1,071
その他	2,955
貸倒引当金	△94
資産合計	163,340

(単位：百万円)

科目	金額
(負債の部)	
流動負債	76,228
電子記録債務	2,872
工事未払金	24,099
短期借入金	12,355
リース債務	98
未払法人税等	2,003
未払消費税等	10,310
未成工事受入金	16,303
預り金	5,304
完成工事補償引当金	476
賞与引当金	1,114
その他	1,289
固定負債	18,309
長期借入金	11,650
リース債務	229
土地再評価に係る繰延税金負債	2,242
退職給付引当金	3,726
役員株式報酬引当金	114
資産除去債務	24
その他	321
負債合計	94,538
(純資産の部)	
株主資本	64,347
資本金	14,049
資本剰余金	5,840
資本準備金	5,840
利益剰余金	44,939
利益準備金	195
その他利益剰余金	44,743
別途積立金	3,000
繰越利益剰余金	41,743
自己株式	△482
評価・換算差額等	4,454
その他有価証券評価差額金	510
繰延ヘッジ損益	844
土地再評価差額金	3,099
純資産合計	68,801
負債純資産合計	163,340

損益計算書 (2024年 4 月 1 日から2025年 3月31日まで)

(単位：百万円)

科目	金額	
売上高		
完成工事高	153,977	
不動産事業売上高	407	154,385
売上原価		
完成工事原価	133,401	
不動産事業売上原価	237	133,638
売上総利益		
完成工事総利益	20,576	
不動産事業総利益	170	20,747
販売費及び一般管理費		10,594
営業利益		10,152
営業外収益		
受取利息及び配当金	263	
為替差益	74	
その他	58	396
営業外費用		
支払利息	230	
コミットメントフィー	69	
タームローンフィー	280	
その他	99	679
経常利益		9,869
特別利益		
固定資産売却益	606	
投資有価証券売却益	463	
受取保険金	117	1,187
特別損失		
固定資産売却損	13	
固定資産除却損	6	
減損損失	116	
災害による損失	426	562
税引前当期純利益		10,494
法人税、住民税及び事業税	2,894	
法人税等調整額	158	3,052
当期純利益		7,442

株主資本等変動計算書

(2024年4月1日から2025年3月31日まで)

(単位：百万円)

	株 主 資 本									
	資 本 金	資 本 剰 余 金		利 益 剰 余 金				自己株式	株 資 合 本 計	
		資 準 備 本 金	資 剰 余 本 金 計	利 準 備 益 金	その他利益剰余金					利 剰 余 益 金 計
					別 積 立 金	繰 越 利 益 剰 余 金				
当 期 首 残 高	14,049	5,840	5,840	195	3,000	44,208	47,403	△488	66,805	
事業年度中の変動額										
剰 余 金 の 配 当						△9,809	△9,809		△9,809	
当 期 純 利 益						7,442	7,442		7,442	
自己株式の取得								△0	△0	
自己株式の処分								6	6	
土地再評価差額金の取崩額						△96	△96		△96	
株 主 資 本 以 外 の 項 目 の 事 業 年 度 中 の 変 動 額 (純 額)										
事業年度中の変動額合計	－	－	－	－	－	△2,464	△2,464	6	△2,458	
当 期 末 残 高	14,049	5,840	5,840	195	3,000	41,743	44,939	△482	64,347	

	評 価 ・ 換 算 差 額 等				純 資 産 合 計
	そ の 他 有 価 証 券 評 価 差 額 金	繰 延 ヘ ッ ジ 損 益	土 地 再 評 価 差 額 金	評 価 ・ 換 算 差 額 等 合 計	
当 期 首 残 高	761	1,087	3,066	4,915	71,720
事業年度中の変動額					
剰 余 金 の 配 当					△9,809
当 期 純 利 益					7,442
自 己 株 式 の 取 得					△0
自 己 株 式 の 処 分					6
土地再評価差額金の取崩額					△96
株 主 資 本 以 外 の 項 目 の 事 業 年 度 中 の 変 動 額 (純 額)	△250	△242	32	△461	△461
事業年度中の変動額合計	△250	△242	32	△461	△2,919
当 期 末 残 高	510	844	3,099	4,454	68,801

個別注記表

(継続企業の前提に関する注記)

該当事項はありません。

(重要な会計方針に係る事項に関する注記)

1. 資産の評価基準及び評価方法

イ. 有価証券

①満期保有目的の債券

償却原価法（定額法）を採用しております。

②子会社株式及び関連会社株式

移動平均法による原価法を採用しております。

③その他有価証券

市場価格のない株式等以外のもの

期末日の市場価格等に基づく時価法（評価差額は全部純資産直入法により処理し、売却原価は移動平均法により算定）を採用しております。

市場価格のない株式等

移動平均法による原価法を採用しております。

ロ. デリバティブ

時価法を採用しております。

ハ. 棚卸資産

未成工事支出金

個別法による原価法を採用しております。

2. 固定資産の減価償却の方法

①有形固定資産（リース資産を除く）

定額法を採用しております。なお、主な耐用年数は、建物・構築物が15～50年、機械・運搬具が6～20年です。

②無形固定資産（リース資産を除く）

定額法を採用しております。なお、自社利用のソフトウェアについては、社内における利用可能期間（5年）に基づいております。

③リース資産

所有権移転外ファイナンス・リース取引に係るリース資産

リース期間を耐用年数とし、残存価額を零とする定額法を採用しております。

3. 引当金の計上基準

①貸倒引当金

売上債権、貸付金等の貸倒による損失に備えるため、一般債権については貸倒実績率により、貸倒懸念債権等特定の債権については個別に回収可能性を検討し、回収不能見込額を計上しております。

②完成工事補償引当金

完成工事に係る契約不適合の費用に備えるため、当事業年度の完成工事高に対する将来の見積補償額及び特定工事における将来の補償費用を計上しております。

③工事損失引当金

当事業年度末における手持工事のうち、損失の発生が見込まれ、かつ、その金額を合理的に見積ることができる工事について、将来の損失に備えるため、その損失見込額を計上しております。

④賞与引当金

従業員の賞与金の支払に備えるため、賞与支給見込額の当期負担額を計上しております。

⑤退職給付引当金

従業員の退職給付に備えるため、当事業年度末における退職給付債務及び年金資産の見込額に基づき計上しております。

過去勤務費用については、その発生時における従業員の平均残存勤務期間以内の一定の年数（主として10年）による定額法により費用処理しております。

数理計算上の差異については、各事業年度の発生時における従業員の平均残存勤務期間以内の一定の年数（主として10年）による定額法により按分した額を、それぞれ発生の翌事業年度から費用処理しております。

⑥役員株式報酬引当金

役員報酬B I P 信託による当社株式の交付に備えるため、株式交付規程に基づき、取締役等に割り当てられたポイントに応じた株式の支給見込額を計上しております。

4. 収益及び費用の計上基準

当社の顧客との契約から生じる収益に関する主要な事業における主な履行義務の内容及び当該履行義務を充足する通常の時点（収益を認識する通常の時点）は以下のとおりです。

①工事契約（国内土木事業、国内建築事業、海外建設事業）

工事契約については、一定の期間にわたり履行義務が充足されると判断し、履行義務の充足に係る進捗度に基づき収益を認識しております。工事契約の履行義務の内容及性質を考慮した結果、原価の発生状況が工事の進捗度を適切に表すと判断できるため、進捗度の測定は、見積工事原価総額に占める発生原価の割合に基づいて行っております。進捗度を合理的に見積ることができない契約については、発生した原価のうち回収することが見込まれる部分と同額を収益として認識しております。ただし、工期のごく短い工事契約等については、完全に履行義務を充足した時点で収益を認識する代替的な取扱いを適用しております。

②工事契約以外の契約（不動産事業）

不動産販売契約等、工事契約以外の契約については、主に当該販売物等が引渡された時点で収益を認識しております。ただし、不動産賃貸借契約については、リース取引に関する会計基準の範囲に含まれるリース取引として収益を認識しております。

5. その他計算書類の作成のための基本となる重要な事項

イ. 外貨建の資産及び負債の本邦通貨への換算基準

外貨建金銭債権債務は、期末日の直物為替相場により円貨に換算し、換算差額は損益として処理しております。

ロ. ヘッジ会計の方法

①ヘッジ会計の方法

繰延ヘッジ処理を採用しております。また、金利スワップについて特例処理の条件を充たしている場合には特例処理を採用しております。

②ヘッジ手段とヘッジ対象

ヘッジ手段

金利スワップ取引及び為替予約取引

ヘッジ対象

借入金、外貨建予定取引及び工事未払金

③ヘッジ方針

社内管理規程に基づき、金利変動リスク、為替変動リスクをヘッジしております。

④ヘッジ有効性評価の方法

ヘッジ対象の相場変動またはキャッシュ・フロー変動の累計とヘッジ手段の相場変動またはキャッシュ・フロー変動の累計を比較し、その変動額の比率によって有効性を評価しております。

ただし、特例処理によっている金利スワップについては、有効性の評価を省略しております。

ハ. 退職給付に係る会計処理

退職給付に係る未認識数理計算上の差異及び未認識過去勤務費用の会計処理の方法は、連結計算書類におけるこれらの会計処理の方法と異なっております。

二. 関連する会計基準等の定めが明らかでない場合に採用した会計処理の原則及び手続

建設工事のジョイントベンチャー（共同企業体）に係る会計処理の方法

主として構成員の出資の割合に応じて資産、負債、収益及び費用を認識する会計処理としております。

(会計方針の変更に関する注記)

「法人税、住民税及び事業税等に関する会計基準」等の適用

「法人税、住民税及び事業税等に関する会計基準」（企業会計基準第27号 2022年10月28日。以下「2022年改正会計基準」という。）等を当事業年度の期首から適用しております。

法人税等の計上区分に関する改正については、2022年改正会計基準第20-3項ただし書きに定める経過的な取扱いに従っております。なお、当該会計方針の変更による計算書類への影響はありません。

(会計上の見積りに関する注記)

一定の期間にわたり履行義務を充足し収益を認識する方法による完成工事高

①当事業年度の計算書類に計上した金額 150,713百万円

②識別した項目に係る重要な会計上の見積りの内容に関する情報

完成工事高の計上にあたっては、期間のごく短い工事を除き、工事収益総額、工事原価総額及び事業年度末における工事進捗度を合理的に見積り、これに応じて一定の期間にわたり収益を認識しております。

一定の期間にわたり収益を認識する完成工事高は、工事収益総額に工事進捗度を乗じて算定しております。工事収益総額は、顧客と締結済の契約金額と、顧客との間で実質的に合意した金額として見積った未締結の契約金額の合計により算定しております。工事進捗度は、各期末時点の発生原価が、工事着工時に編成した実行予算を工事の現況に応じて毎月末に見直している工事原価総額に占める割合に基づき算定しております。

工事はその仕様や作業内容等による個別性が強く、さらに工事進行途上における設計変更、予定外の出費の発生、工期の変更等の不確実性があることから、当該見積りを継続的に見直しております。

よって、当該見積りに変更が発生した場合には、翌事業年度の完成工事高及び完成工事原価の金額に重要な影響を与える可能性があります。

(貸借対照表に関する注記)

1. 担保資産及び担保付債務

担保に供している資産は、次のとおりです。

建物・構築物	1,032百万円
土地	16,446百万円
合計	17,479百万円

担保付債務は、次のとおりです。

短期借入金（長期借入金の振替分を含む）	770百万円
長期借入金	740百万円
合計	1,510百万円

また、次の資産は、営業保証金の代用等として担保に供しております。

投資有価証券	18百万円
--------	-------

2. 保証債務

該当事項はありません。

3. 関係会社に対する金銭債権・債務	
関係会社に対する短期金銭債権	1,355百万円
関係会社に対する長期金銭債権	84百万円
関係会社に対する短期金銭債務	3,003百万円

4. 工事損失引当金に対応する未成工事支出金	—
------------------------	---

5. 当社においては、運転資金の効率的な調達を行うため、金融機関7行と総額100億円（50億円の増額オプション付き）、金融機関1行と総額50億円のコミットメントライン設定契約を締結しております。これらの契約に基づく借入未実行残高等は、次のとおりです。

コミットメントライン契約の総額	15,000百万円
借入実行残高	10,000百万円
差引額	5,000百万円

(損益計算書に関する注記)

1. 関係会社との取引に係るものが、次のとおり含まれております。	
売上高のうち関係会社に対する部分	825百万円
売上原価のうち関係会社からの仕入高	5,137百万円
関係会社との営業取引以外の取引高	187百万円
2. 完成工事原価に含まれている工事損失引当金繰入額	△21百万円
3. 一般管理費及び完成工事原価に含まれる研究開発費の総額	1,268百万円

(株主資本等変動計算書に関する注記)

1. 発行済株式の種類及び総数並びに自己株式の種類及び株式数に関する事項 (単位：千株)

	当事業年度 期首株式数	当事業年度 増加株式数	当事業年度 減少株式数	当事業年度 期末株式数
発行済株式				
普通株式	94,371	－	－	94,371
合計	94,371	－	－	94,371
自己株式				
普通株式	448	0	5	443
合計	448	0	5	443

- (注) 1. 自己株式の株式数には、役員報酬 B I P 信託が所有する当社株式 (当事業年度期首 404 千株、当事業年度末 398 千株) を含めて表示しております。
2. 自己株式の普通株式 0 千株の増加は、単元未満株式の買取によるものです。
3. 自己株式の普通株式 5 千株の減少は、役員報酬 B I P 信託の制度における株式の交付によるものです。

2. 配当に関する事項

①配当金支払額

決 議	株式の 種 類	配 当 金 の 総額(百万円)	1 株 当 たり 配 当 額 (円)	基準日	効 発 生 力 日
2024年6月26日 定時株主総会	普通株式	6,980	74.0	2024年 3月31日	2024年 6月27日
2024年11月11日 取締役会	普通株式	2,829	30.0	2024年 9月30日	2024年 12月3日

- (注) 1. 2024年6月26日開催の定時株主総会決議による配当金の総額には、役員報酬 B I P 信託が所有する当社株式に対する配当金 29 百万円が含まれております。
2. 2024年11月11日開催の取締役会決議による配当金の総額には、役員報酬 B I P 信託が所有する当社株式に対する配当金 11 百万円が含まれております。

②基準日が当事業年度に属する配当のうち、配当の効力発生日が翌事業年度となるもの

2025年6月25日開催の定時株主総会の議案として、普通株式の配当に関する事項を次のとおり提案しております。

決 議	株式の 種 類	配 当 金 の 総額(百万円)	配当の原資	1 株 当 たり 配 当 額 (円)	基準日	効 発 生 力 日
2025年6月25日 定時株主総会	普通 株式	5,470	利益剰余金	58.0	2025年 3月31日	2025年 6月26日

- (注) 2025年6月25日開催の定時株主総会決議による配当金の総額には、役員報酬 B I P 信託が所有する当社株式に対する配当金 23 百万円が含まれております。

(税効果会計に関する注記)

繰延税金資産及び繰延税金負債の発生の主な原因別の内訳

繰延税金資産

退職給付引当金	788百万円
事業用土地減損	824百万円
賞与引当金	341百万円
完成工事補償引当金	148百万円
その他	535百万円

繰延税金資産小計 2,637百万円

評価性引当額 △959百万円

繰延税金資産合計 1,678百万円

繰延税金負債

その他有価証券評価差額金 △226百万円

繰延ヘッジ損益 △380百万円

繰延税金負債合計 △606百万円

繰延税金資産の純額 1,071百万円

(賃貸等不動産に関する注記)

当社では、兵庫県その他の地域において、賃貸用の土地、建物を有しております。当事業年度における当該賃貸等不動産に関する賃貸利益は158百万円（賃貸収益は不動産事業売上高に、賃貸費用は不動産事業売上原価に計上）、売却利益は342百万円（特別利益に計上）、減損損失は65百万円（特別損失に計上）です。

また、当該賃貸等不動産の貸借対照表計上額、期中増減額及び時価は、次のとおりです。

貸借対照表計上額

期首残高 11,178百万円

期中増減額 △331百万円

期末残高 10,846百万円

期末時価 10,682百万円

(注) 1. 貸借対照表計上額は、取得原価から減価償却累計額及び減損損失累計額を控除した金額です。

2. 期中増減額のうち、主な減少額は売却（151百万円）です。

3. 期末の時価は、主として社外の不動産鑑定士による不動産鑑定評価書に基づく金額（指標等を用いて調整を行ったものを含む）です。

(関連当事者との取引に関する注記)

記載すべき重要な事項はありません。

(1 株当たり情報に関する注記)

1 株当たり純資産額	732円49銭
1 株当たり当期純利益	79円23銭

(重要な後発事象に関する注記)

該当事項はありません。

(収益認識に関する注記)

1. 顧客との契約から生じる収益を分解した情報

(単位：百万円)

		国内土木	国内建築	海外建設	不動産	計
顧客との契約から生じる収益	一時点で移転される財又はサービス	2,672	534	57	－	3,263
	一定期間にわたり移転される財又はサービス	80,631	59,832	10,249	－	150,713
	計	83,304	60,366	10,306	－	153,977
その他の収益		－	－	－	407	407
	合計	83,304	60,366	10,306	407	154,385

2. 顧客との契約から生じる収益を理解するための基礎となる情報

①顧客との契約及び履行義務に関する情報

「重要な会計方針に係る事項に関する注記 4. 収益及び費用の計上基準」に記載のとおりです。

また、工事契約において、引渡し後、契約不適合責任期間内に生じた工事等の欠陥に対して無償で修理等を行う義務を有しております。当該義務は、工事が顧客との契約に定められた仕様に従って意図したとおりに機能するという保証を顧客に提供するものであるため、完成工事補償引当金として認識しております。

なお、工事契約はそれぞれ個別性が強いいため、通常と考えられる支払期限はありません。

②取引価格の算定に関する情報

顧客との契約に基づき受け取る対価の額としております。ただし、工事契約内容の追加や設計変更等による対価の金額が未確定の場合には、当該対価を合理的に見積もった上で工事収益総額に含めております。

また、重要な金融要素を含むと判断した工事契約については、契約日において顧客との間で独立した金融取引を行う場合に適用されると見積られる割引率を用いて、当該工事の販売価格より金利相当額の影響を排除する方法により、重要な金融要素を調整し取引価格を算定しております。

なお、通常、当社は、顧客との契約における最終的な目的物に統合する重要なサービスを提供しており、約束したサービス等の全てを単一の履行義務として認識することから、取引価格の配分は生じません。

③履行義務の充足時点に関する情報

「重要な会計方針に係る事項に関する注記 4. 収益及び費用の計上基準」に記載のとおりです。

3. 顧客との契約に基づく履行義務の充足と当該契約から生じるキャッシュ・フローとの関係並びに当事業年度末において存在する顧客との契約から翌事業年度以降に認識すると見込まれる収益の金額及び時期に関する事項

①契約資産及び契約負債の残高等

顧客との契約から生じた債権（期首残高）	25,616百万円
顧客との契約から生じた債権（期末残高）	30,724百万円
契約資産（期首残高）	39,438百万円
契約資産（期末残高）	42,195百万円
契約負債（期首残高）	14,713百万円
契約負債（期末残高）	16,303百万円

契約資産は、主に、顧客との工事契約について期末日時点で履行義務は充足しているものの、顧客に未請求の工事出来高に係る対価に対する当社の権利に関するものです。契約資産は、対価に対する当社の権利が無条件になった時点で顧客との契約から生じた債権に振り替えられます。当該工事出来高に関する対価は、工事契約における支払条件に従って請求、受領しております。

契約負債は、主に、履行義務を充足するにつれて、または充足した時点で収益を認識する顧客との工事契約について、工事契約における支払条件に基づき顧客から受け取った未充足（または部分的に未充足）の履行義務分の前受金に関するものです。契約負債は、収益の認識に伴い取り崩されます。

当事業年度に認識された収益の額のうち期首現在の契約負債残高に含まれていた額は14,344百万円です。

過去の期間に充足（または部分的に充足）した履行義務から、当事業年度に認識した収益の額は1,391百万円です。

②残存履行義務に配分した取引価格

未充足（または部分的に未充足）の履行義務は、2025年3月31日時点で217,606百万円です。当該履行義務は、国内土木事業、国内建築事業及び海外建設事業における未施工部分に関するものであり、期末日後1年以内に約6割、残りは概ね4年以内に収益として認識されると見込んでおります。

計算書類に係る会計監査報告

独立監査人の監査報告書

2025年5月15日

東洋建設株式会社
取締役会 御中

E Y 新日本有限責任監査法人
東京事務所
指定有限責任社員 公認会計士 長崎 将彦
業務執行社員
指定有限責任社員 公認会計士 田島 哲平
業務執行社員

監査意見

当監査法人は、会社法第436条第2項第1号の規定に基づき、東洋建設株式会社の2024年4月1日から2025年3月31日までの第105期事業年度の計算書類、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表並びにその附属明細書（以下「計算書類等」という。）について監査を行った。

当監査法人は、上記の計算書類等が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、当該計算書類等に係る期間の財産及び損益の状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「計算書類等の監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

その他の記載内容

その他の記載内容は、事業報告及びその附属明細書である。経営者の責任は、その他の記載内容を作成し開示することにある。また、監査役及び監査役会の責任は、その他の記載内容の報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

当監査法人の計算書類等に対する監査意見の対象にはその他の記載内容は含まれておらず、当監査法人はその他の記載内容に対して意見を表明するものではない。

計算書類等の監査における当監査法人の責任は、その他の記載内容を通読し、通読の過程において、その他の記載内容と計算書類等又は当監査法人が監査の過程で得た知識との間に重要な相違があるかどうか検討すること、また、そのような重要な相違以外にその他の記載内容に重要な誤りの兆候があるかどうか注意を払うことにある。

当監査法人は、実施した作業に基づき、その他の記載内容に重要な誤りがあると判断した場合には、その事実を報告することが求められている。

その他の記載内容に関して、当監査法人が報告すべき事項はない。

計算書類等に対する経営者並びに監査役及び監査役会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して計算書類等を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない計算書類等を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

計算書類等を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき計算書類等を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査役及び監査役会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

計算書類等の監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての計算書類等に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から計算書類等に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、計算書類等の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・ 不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
- ・ 計算書類等の監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
- ・ 経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- ・ 経営者が継続企業を前提として計算書類等を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において計算書類等の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する計算書類等の注記事項が適切でない場合は、計算書類等に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。
- ・ 計算書類等の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた計算書類等の表示、構成及び内容、並びに計算書類等が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去するための対応策を講じている場合又は阻害要因を許容可能な水準にまで軽減するためのセーフガードを適用している場合はその内容について報告を行う。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上